

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

。遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 遊漁船業（第三条―第十九条） 第三章 遊漁船業団体（第二十条―第二十三条） 第四章 雑則（第二十四条―第二十七条） 第五章 罰則（第二十八条―第三十三条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 遊漁船業の届出等（第三条―第六条） 第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置 第一節 全国遊漁船業協会（第七条―第十一条） 第二節 適正営業規程（第十二条―第十五条） 第三節 遊漁船業団体（第十六条―第十八条） 第四章 雑則（第十九条―第二十二條） 第五章 罰則（第二十三条―第二十七條） 附則 （目的） 第一条 この法律は、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発達を図るため必要な措置を定めることにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。以下同じ。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 (略)

3 この法律において「遊漁船業者」とは、次条第一項の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。

第二章 遊漁船業

(遊漁船業者の登録)

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するも

(定義)

第一条 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 (略)

第二章 遊漁船業の届出等

(遊漁船業の届出)

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 主たる漁場の位置

四 遊漁船の名称及び主たる係留場所

のとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

五 事故が発生した場合における連絡方法等に関する事項

六 遊漁船の利用者(以下単に「利用者」という。)に生じた損害を賠償するための保険契約(これに類する共済に係る契約で農林水産省令で定めるものを含む。)を締結している場合にあつては、その旨

七 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の届出書を提出した者(以下「遊漁船業者」という。)は、当該届出書に係る営業所を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、同項の都道府県知事に、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

五 第十二条に規定する遊漁船業務主任者の氏名

六 遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置

2 前項の申請書には、遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

-
- 一 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のおつた日から二年を経過しない者
 - 二 遊漁船業者で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のおつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のおつた日から二年を経過しないもの
 - 三 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員法（昭和二十六年法律第四百九十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 六 遊漁船業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
 - 八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
 - 九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基
-

準に適合していない者

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

- 第七条 遊漁船業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第九号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

- 3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

（遊漁船業者登録簿の閲覧）

- 第八条 都道府県知事は、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

- 第九条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 遊漁船業を廃止した場合 遊漁船業者であつた個人又は遊漁船業者であつた法人を代表する役員

2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。

（業務規程）

第十一条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 業務規程には、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

（遊漁船業務主任者）

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行う者で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「遊漁船業務主任者」という。）を選任して、遊漁船における利用者の安全管理その他の農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。

第十三条 （略）

第十四条 （略）

第四条 （略）

第五条 （略）

（利用者の安全の確保のための措置）

第六条 前二条に規定するもののほか、利用者の安全を確保するため必要な限度において、農林水産省令で、事故が発生した場合における連絡体制の整備、利用者が遵守すべき事項の掲示その他の遊漁船業者が遵守すべき事項を定めることができる。

2 都道府県知事は、遊漁船業者が前項の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該遊漁船業者に対し、その是

正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（周知させる義務）

第十五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければならない。

（標識の掲示）

第十六条 遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 遊漁船業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義の利用等の禁止）

第十七条 遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。

2 遊漁船業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならない。

（業務改善命令）

第十八条 都道府県知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときは、利用者の保護のため必要な限度において、当該遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。

三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

第三章 遊漁船業団体

第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置

第一節 全国遊漁船業協会

(指定等)

第七条 農林水産大臣は、利用者の利便の増進及び漁場の安定的な利用関係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国遊漁船業協会（以下「全国協会」という。）として指定することができる。

2 全国協会は、その名称中に全国遊漁船業協会という文字を用いなければならぬ。

3 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、全国協会の名称及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 全国協会は、その事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）

第八条 全国協会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 第十二条第一項に規定する適正営業規程を作成すること。

二 第十二条第一項に規定する適正営業規程に関し遊漁船業者の登録を行うこと。

三 遊漁船業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 遊漁船業に関する調査研究を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 全国協会は、農林水産大臣の承認を受けて、前項第二号の業務に
関し手数料を徴収することができる。

3 全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣
の承認を受けて、第一項第二号の業務のうち登録の受付け、登録に
必要な調査その他農林水産省令で定める業務を、営利を目的としな
い法人であつて、第十六条に規定する遊漁船業団体を直接又は間接
の構成員とするものに委託することができる。

(事業計画の届出等)

第九条 全国協会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところによ
り、事業計画及び収支予算を農林水産大臣に届け出なければならな
い。

2 全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終
了後、農林水産大臣に対し事業状況等を報告しなければならない。

(改善命令)

第十条 農林水産大臣は、全国協会の財産の状況又はその業務の運営
に関し改善が必要であると認めるときは、全国協会に対し、その改
善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、全国協会が前条の規定による命令に違反

したときは、第七条第一項の指定を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により第七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第二節 適正営業規程

(認可)

第十二条 全国協会は、利用者の利便の増進及び漁場の安定的な利用関係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図るため、遊漁船業に係る営業方法に関し少なくとも次の各号に掲げる事項を内容とする規程（以下「適正営業規程」という。）を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 役務の内容に関する事項
 - 二 漁場の適正な利用に関する事項
 - 三 損害賠償の実施の確保に関する事項
- 2 農林水産大臣は、前項の適正営業規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。
- 一 利用者の利便の増進に資するものであること。
 - 二 漁場の安定的な利用関係が阻害されるおそれがないこと。
 - 三 遊漁船業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。
- 3 農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

(変更命令)

第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の認可を受けた適正営業規程の内容が同条第二項各号の一に適合しなくなつたと認めるときは、全国協会に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(準用)

第十四条 第十一条第一項の規定は、全国協会が前条の規定による命令に違反した場合について準用する。

2 第十一条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

(適正営業規程に係る遊漁船業者の登録)

第十五条 全国協会は、遊漁船業者から第十二条第一項の認可を受けた適正営業規程に従つて営業を行おうとする旨の申出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、第三条第一項の届出書に係る営業所及び遊漁船ごとに、その見やすい場所に、全国協会が農林水産大臣の承認を得て定める様式の標識を掲示するものとする。

3 農林水産大臣は、前項の標識について承認を与えたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

4 第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5 第一項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第二項の標識に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三節 遊漁船業団体

第二十条 (略)

第十六条 (略)

第二十一条 (略)

第十七条 (略)

(準用)

第十八条 第十条及び第十一条第一項の規定は、遊漁船業団体について準用する。この場合において、第十条中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、「第七条第一項」とあるのは、「第十六条」と読み替えるものとする。

(改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該遊漁船業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十三条 都道府県知事は、遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、第二十條の指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に對して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の営業所、事務所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(聴聞の方法の特例)

第二十五条 第二十三條の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(政府の援助)

第二十六条 政府は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用關係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。

(報告及び立入検査)

第十九条 農林水産大臣は全国協會に對して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に對して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に關し報告をさせ、又はその職員をしてこれらの者の事務所、営業所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(聴聞の方法の特例)

第二十条 第十一条第一項(第十四条第一項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(政府の援助)

第二十一条 政府は、利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用關係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。

第二十七条 (略)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二條 (略)

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六条第二項の規定による命令に違反した者

三 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第五条の規定に違反して利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

一 第三条第一項の規定に違反して登録を受けずに遊漁船業を営んだ者

二 不正の手段によつて第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者

三 第十七条第一項の規定に違反してその名義を他人に遊漁船業のため利用させた者

四 第十七条第二項の規定に違反して遊漁船業を他人にその名において経営させた者

第二十九条 第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつた者

三 第十八条の規定による命令に違反した者

四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 二 第十六条第一項の規定に違反した者
- 三 第十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第二十六条 次の場合には、全国協会の理事は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条又は第十三条の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十二条第一項の認可を受けないで適正営業規程を実施したとき。

第二十七条 次の場合には、全国協会の理事は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第四項又は第九条第一項の規定に違反して届出をせず、

第三十三条 第九条第一項の規定による届出を怠つた者は、五十万円以下の過料に処する。	又は虚偽の届出をしたとき。 二 第八条第二項の規定に違反して手数料を徴収したとき。 三 第八条第三項の規定に違反して業務の委託をしたとき。 四 第九条第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 第十五条第二項の標識の様式を農林水産大臣の承認を得ないで定めたとき。
--	---